

# 人権週間・特集



考えよう 相手の気持ち  
育てよう 思いやりの心

人権週間：12月4日～10日

## ～人権週間とは～

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

## 東日本大震災に伴う風評被害について

根拠のない思い込みや偏見で差別することは、人権侵害につながります。不適切な情報や、誤解を招く情報による風評被害を防止するため、私たち一人ひとりが、情報の正誤を正しく判断できるよう努めましょう。

## 障がいのある人の人権のこと

障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や借家の入居拒否、社会福祉施設などの設置に関して地域住民との摩擦が発生するなどの問題があります。来年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。身近なところで障がいのある人もない人も当たり前で暮らすためにエレベーターの設置など「物理的なバリア」や、障がいのある人に対する理解を深めることによる「こころのバリア」をなくしていくことが必要です。

## ●「人権週間パネル展」開催

[期間] 12月1日(火)～10日(休)  
9:00～17:30(土・日曜日をのぞく)  
[場所] 市役所コミュニティスクエア  
(市役所本館1階ロビー)

## ●「特設人権相談所」を開設

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、羽曳野市人権擁護委員がご相談に応じます。  
[日時] 12月18日(金) 14:00～16:00  
[場所] 市役所別館3階 第3会議室

## 「同和対策審議会」答申から50年

「同和対策審議会」答申は日本政府が同和問題の解決を国策として取り組むことを初めて確認した歴史的な文書です。今年で50年が経過し、これまでの取り組みで生活環境の改善は大きく進みました。しかし同和問題の解決には至っておらず、近年においても、差別落書きや差別につながる発言などの事象が発生しています。同和問題を他人事としてとらえるのではなく、すべての人々の人権を大切にするという考えが重要です。

## 人権を護るのは、私たち一人ひとり

人権問題は、些細なことで誤解をしたり偏見の目で見たりすることから生じることがあります。私たち一人ひとりが誤解や偏見、忌避意識を乗り越え、交流、共感、相互理解を深めることが大切であり、人権を護るのは私たち一人ひとりなのです。

## 「宅地建物取引業人権推進指導員制度」ご存知ですか？

大阪府では、宅地建物取引の場における「同和地区」に対する差別や入居差別など様々な差別をなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。(羽曳野市においても、同制度の運営に協力しています。)

人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者は、従業員に対し、人権に関する教育、啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。

※この宅地建物取引業者の事務所には右のステッカーが掲示されています。

<問合せ>大阪府住宅まちづくり部建築振興課  
☎06-6941-0351(内線3083,3084)  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shido.html>

## ●「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」12月10日～16日

● 政府の取り組みのひとつとして、北朝鮮で救出を待ち続けている拉致被害者の方に向けて、ご家族の声や懐かしい日本の歌をラジオ(短波)放送「ふるさとの風」により送っています。この週を機に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

## ●拉致問題啓発映画『めぐみ』上映会(2本)

● ドキュメンタリー映画  
「めぐみー引き裂かれた家族の30年」(90分)  
● アニメ「めぐみ」(30分)  
● [日時] 12月13日(日)  
13:30～15:55(13:00開場)  
● [場所] ピースおおさか  
(JR・地下鉄 森ノ宮駅から西へ約400m)

参加費無料  
定員250人  
(当日先着順)

● 主催：政府拉致問題対策本部、大阪府、府内全市町村  
● <問合せ>大阪府府民文化部人権局 ☎06-6210-9280

<問合せ> 人権推進課 ☎958-1111 内線1053・1054